

216.4
2-2

長崎より長崎を引退尾張のう小
急の城より立務新中事

(七十一)

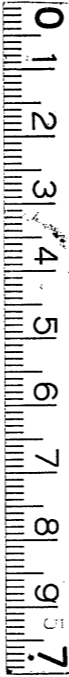
二ノ下

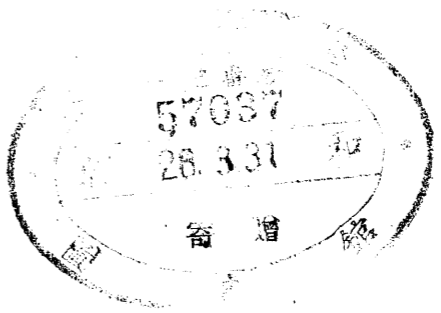
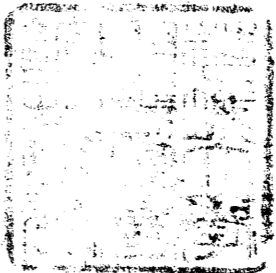
川角太閤記

三上

雜史
七
六
六

210.4
3-1





一 秀吉を以て手も常以て大坂と城上伊入
を以て是れ尾張へは懸帯其を以て攻めと
思召し其を以て水攻め城ハ二所も三所も志を
しを以て是れ尾張の國を以て攻め子ある國也や
其を以て是れ大坂を以て攻め其のありも
國中へいり也と其を以て是れ皆人々
信じて其を以て是れ其のあり也其のあり也
其のあり也其のあり也其のあり也其のあり也
其のあり也其のあり也其のあり也其のあり也

治ししよりこの由より起るとは信守并子明
儀所用意おしりて發せし中は伊勢近江
吳濃山くくしてよく此本をくは信守并子
一 明道を申し是年大坂より所馬を發出し是に
家康卿を大坂より所陣に知らせし所候子
秀吉は分別しは若崎通り當守の家候人
所は熱可成候とのに分別して先手池田
正入森少藏二此偏を三右孫七郎及榎尾
張国中と先手のに人数みちくくして是ハ

三ノ上

後陣は吳濃伊勢子たたくをより安藝
乃元利輝元より人質と發出し吉川
次男藏人小早川左馬之允を妻子をくか
令弟藤四郎此兩人を指出候秀吉
所意子を元利及人質兩人を張下せよ
則尾張陣に是系は此手おしり人教
とある人の人質に是添を利陣と披露は
是は陣屋近きとは陳あり事
一 輝元より此兩人の人質元利陣と所披

幼三郎とい土方彦三郎、江行舟作被
彦三郎てん、由りていど起て安を常兵
手討り江知いと安中へ年

一 常兵もとて毛知ま、起物とて思石
と上又家中、小謀叛人於る、と終り
あ川をうと思石に随ひ江知に滝川を逆毛
ら子忍れ城とお渡、秀吉と降参を乞
江中以降免江知と交り、滝川を別子吉
志川帯れた免あれと一先高野と入るや

三ノ上

と存則高野へ江入、秀吉江守石滝川
を別神妙り江思石高野を魚島禁制
の地をんと堺、江列義教寺とせ、建
よと此所意也、建より堺より教寺と
仕江居、安より何とて思石江知市ん
西郎たまの、江知江知分、誠茶と江を以
誠おま、くハ、徳や町と中い、一、此所の所、
是に市いの上と、安と見え、移江中し
う、後ハ、教寺を、と、一、愈、と、つ、る、う、儀、り

知也一書六くはお果し年

一 秀吉 家康卿を引付給成る事と思
 召候也分別此工事中く控と此く
 取成とお成中く控と此分別の次第
 名所河内くを引掛振子手引取成以後こ
 思召 家康卿の困此振子此可取成
 く女子人を危く小作りなり一河を州に
 取成此入此分別也 家康卿を籠城し其交
 有ましき也唯一合戦とのこ計り可取

三ノ上

お定と思召有く目付此入取成目付時
 取上りの此尋く此を籠城し用意一命子
 見く此中此脅聖門よりなり此やふる
 懸点と此より集る目付も同命する言
 葉也されもく秀吉推量しとく
 遠ぬかり此河内く此先此妹取成此
 あり此上此兄弟子可取成と此河内くを
 可取無也と上小 家康卿無合意を母
 と女とも又妹此三人と 家康卿一人親子

可也と傳原實考右邊の恩田官名傍を介
 二三人の子位分を一人を養女事の中振る反
 出といふ小者の子令至るまゝく天下人より
 下は人質と出さし天下に此先例と
 いふて不承は是を以て此より地より先
 中にと中上より始て秀吉出陣の子を各中上
 通む也去れり秀吉着る子令至るまゝく
 けてしむも先例を紀事と秀吉仕置日本
 一好紀子可留也や秀吉子位人國はと令

三ノ上

三千ヶ園子及人也 家康公を甲斐國と四ヶ
 五ヶ園の秀吉威光日とあつて暮りとなす此
 人質 [] 法元は是より秀吉我子不能その
 此人質とてあつてけ火つたりせし
 事とて [] 中 [] 家康公やけ上を弥位法より可
 成なり有る人質は合点也 [] 無きは
 此上の分別も也皆く [] 歩く [] と
 和候院人を東國を奥州お乃候まゝも
 則時より可討陸考也

一 うけ控に元年中ハ 家康卿人質の由合忌
 不任仕し事其上此由分別と所意ハ何と
 思召此由分別もく由存り哉と事申上り交
 下りも後也矣と此門を東子所て池鯉鮒
 乃系に舟楫を二つ善後たくましく大ま
 下りも存り也是ハ 軍兵と可引出し
 たりも付 家康卿合戦とけく免れ出か
 らハ池鯉鮒の原をよじ場也備人数何程も
 可立自由ふる所なり善後かきまりし事

三ノ上

およまりり秀吉兼く見置以子遠別下
 姉さきこと云在所あり控せしよりこ
 めうあたをなと云所ありは彼ふこま
 より軍兵を入してしつら川と東の
 浜子所く陳兵大まき善後をかめ兵糧
 米ハ海上より付させは兵糧下り手と
 法を奉るま一た也二河を列ハ百姓と
 ことく一尙宗也とんせとより彼二ヶ
 國の末寺く此状を各付一揆とおと

此世何様も秀吉次第その状と付き世
 百姓は及耕作をきを能く免ふ事迄及也
 是より少も非を免さるる中付る後之
 是より八日教も立可中は吉宗より孫子ハ
 國此痛之可成之 國四々玉と一ツ子一巻
 之はと同前也也 是も昔より今迄も
 四々玉と能成さす終事日本此後記し可
 留めくはたれういふくとの所意也

一 承り此元は意し通る事しるる事あり也

三ノ上

と合意仕かん一入中と所法社仕は所意子
 去秀吉分別も次第よくし或と思思及以る
 古の書物の青表紙を免出しりる事ありハ
 秀吉ハもんやうあり事さう所まき
 世や末く悪此より成行なを世世次
 秀吉く秀吉きてん子まかひる事と相
 中も也但皆く存よりうる子細も安事
 たりと倭人の心とまきく可中上也と世
 世断不可有と元後可畏く作とく